

熊本県入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和6年1月15日(月) 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室	
出席委員氏名 ※50音順	下田 典子 (行政書士) 谷本 たまみ (税理士) 辻本 剛三 (熊本大学客員教授) 原島 良成 (中央大学大学院法務研究科 教授)	
審議対象期間	令和5年7月1日 ~ 令和5年9月30日	
抽出案件	総件数 5件	(備考)
一般競争入札	0件	
条件付一般競争入札	2件	
指名競争入札	1件	
随意契約	2件	
談合情報	0件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	なし	なし

意見・質問	回答
<p><b>1 会議の公開・非公開（一部）の決定</b></p> <p>○まず、議事の（１）、会議の公開・非公開について、熊本県入札監視委員会運営要領により「委員会は公開・非公開を決めるものとする」とあり、今回も議事の公開・非公開について、決めたいと思う。議事の中で非公開に該当する部分について事務局から説明をお願いする。</p> <p>○「議事（４）抽出事案の審議」のうち総合評価の判定に係る審議部分と、「議事（５）委員間の意見交換」を非公開とすることについてよろしいか。</p> <p>○異議なし。</p> <p>報道関係者入室</p> <p>○傍聴者（報道関係者）に説明する。 今回の審議において、「議事（４）抽出事案の審議のうち総合評価の判定に係る審議部分」と、「議事（５）委員間の意見交換」については非公開と決定した。</p> <p><b>2 入札及び契約手続の運用状況の報告</b></p>	<p>（事務局の提案）</p> <p>○委員会で行う審議のうち、公開できない部分について事前に事務局で検討したので説明する。まず、「議事（４）抽出事案の指名理由及び経緯等の審議」のうち「総合評価判定に使用している「総合評価判定シート」については、県情報公開条例の「公にすることにより当該法人等又は当該個人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」に該当すると考え、不開示情報と判断する。</p> <p>次に、「議事（５）委員間の意見交換」について、今後の意見書作成に向けて委員間の率直な意見交換を行うものであり、審議会等の会議の公開に関する指針第３公開の基準「公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき」に該当し、非公開と考えている。</p>

意見・質問	回答
<p><b>【R3～5年度第2四半期の熊本県発注工事の入札結果の推移（資料1）】</b></p> <p>○意見等なし</p> <p><b>【入札不調等の発生状況について（資料2）】</b></p> <p>○意見等なし</p> <p><b>【指名停止の運用状況一覧（資料3）】</b></p> <p>○指名停止となった県外の会社は、県内にも事業所があって、指名をする余地があるというふうに理解してよいか。</p> <p>○指名願とは。</p> <p>○指名停止期間が違うのは、県が基準を作っているということか。</p> <p>○不調不落の業種でその他とあるが、これは具体的にどういうものか。</p> <p><b>【入札契約方式別発注工事一覧（資料4）】</b></p> <p>○意見等なし</p> <p><b>3 抽出事案の指名理由及び経緯等の審議</b>  <b>【審議対象工事の抽出について（資料5）】</b>  ※抽出委員から説明</p> <p><b>【審議対象工事（資料6）】</b>  &lt;&lt;随意契約&gt;&gt;  （1） 八代管内過年林地荒廃防止施設災害復旧事業第8号工事 他合併</p>	<p>（事務局）資料1～4を報告</p> <p>○県内営業所の有無は関係なく、熊本県に対しての指名願、いわゆる入札参加資格があるかどうかで、参加資格がある企業には指名停止を行うことになっている。</p> <p>○熊本県が発注する工事について、入札に参加したい企業が手を挙げること。熊本県の場合は、2年ごとに募集している。</p> <p>○国が示した指名停止の基準を準用している。</p> <p>○主に鋼構造物工事という業種になる。</p>

意見・質問	回答
<p>○ほぼ予定価格上限で応札されているが、原因は何が考えられるか。</p> <p><b>(2) 国道445号(金内橋)橋梁災害復旧応急(撤去)工事</b></p> <p>○随意契約だが、予定価格は公表か。</p> <p>○最低制限価格は設定されていないという理解でよいか。</p> <p>○確かに法令上では予定されていないように読めるかもしれないが、極端に低いと契約の方式がどうであれ、きちんとした工事、安全かつ品質の高い工事がなされないのではという懸念があるがそこはどうか。</p> <p>○やはり安くなっているのは、一般管理費というか儲けの部分が低くなっているのか。</p> <p>○利益がほぼなくても工事をするというのは、結構な覚悟があるというか、この会社にとって、どうなのかなという疑問を持った。</p>	<p>○現場に精通している事業者であること、さらに積算単価、歩掛等も公表されており、業者が適正な見積もりを行った結果だと考える。</p> <p>○事前公表している。</p> <p>○はい。地方自治法施行令に、一般競争入札及び指名競争入札の場合は、最低制限価格を設けてよいという記述があるが、随意契約の場合はその記述がないため、設定していない。</p> <p>○この工事の場合は、いわゆる工事目的物を作る工事ではなく撤去するだけのため、工事目的物に高い品質を求める工事ではない。 ただ、一般論として、工事目的物を作る場合の最低制限価格については、今回のように著しく低い価格で落札される案件は記憶にないが、こういう状況が多発するようであれば、委員がおっしゃったように今後検討していく必要があると思う。</p> <p>○そのように推測される。</p> <p>○随意契約のときに最低制限価格を設けないとい</p>

意見・質問	回答
<p>○一番安いところと契約することになるが、工事の施工中の騒音対策や産業廃棄物の処理をきちんと行っているか等は確認しているのか。</p> <p>○撤去後の仮橋は架設するのか。</p> <p>○それは別発注か。</p> <p>○この後もう一度付け替えるということか。</p> <p><b>〈指名競争契約〉</b></p> <p><b>(3) 宇城海岸第2地区農村地域防災減災事業(海岸保全)第1号工事 他合併</b></p> <p>○入札結果で失格の業者が多く出ているのは、最低制限価格を下回ったということか。</p> <p>○最低制限価格は入札する業者側もわかるのか。</p> <p>○今回29社から10社を選定したとあるが、もっと多くの企業を指名することもできるのか。</p>	<p>う取り扱いは、実は平成13年に整理をしたもの。この後に公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)ができており、ご指摘の通り、平成13年の取り扱いがこのままでいいのかは今回改めて見て、課題と考えている。</p> <p>それから、なぜここまで低い価格でも工事を行うのかは、今年の災害で非常に注目された場所であることから、地元企業としての頑張りを示す場であったと推測される。</p> <p>○鉄筋コンクリート構造物のため、いわゆる鉄筋とコンクリートを分けて出す必要があるが、その部分をちゃんと分別しているか等は職員が現場監督に行き実際に確認している。</p> <p>○はい。下流側に現在下部工を作っているところ。</p> <p>○はい。</p> <p>○はい。</p> <p>○そのとおり。</p> <p>○算出方法が公表されているため、ランダム係数を乗じる前の金額は積算すればわかる。</p> <p>○全体のルールとして10者選定としている。該当する企業数が10者に満たない場合は少なくとも</p>

意見・質問	回答
<p>《条件付一般競争入札》</p> <p>(4) 佐敷川水系河川災害復旧助成（佐敷川その6）工事</p> <p>○監理技術者資格者証等とあるが、構成員2については、欄が斜線になっている。証明書がなくてもよいものか教えてほしい。</p> <p>(5) 国道324号（二江大橋）道路補修補助（伸縮取替）その3工事 他合併</p> <p>○入札結果登録に各業者の入札金額が出ているが、落札者の千円未満の金額はどうとらえればいいのか。</p> <p>（報道関係者退出）</p> <p>【総合評価判定シート審議】 非公開</p> <p>4 委員間の意見交換 非公開</p> <p>5 次回の入札監視委員会について ○次回は3月7日開催とする。</p> <p>○以上で本日の審議事項はすべて終了した。</p>	<p>も5者以上としている。</p> <p>○JVで1人いればいいことになっており、代表構成員の技術者が資格を保有しているため、こちらの確認は省略している。</p> <p>○今回だけではなくて他の入札でも100円単位の入札をされる業者は多いところ。</p>